

# 入院時食事療養費の改正について

令和7年4月1日から以下のとおり入院時食事療養費の自己負担が変更になりました。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

自己負担	現行	改定後
一般所得者の場合	490円	510円
		+20円
住民税非課税世帯の場合	230円	240円
		+10円
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	110円
		±0円